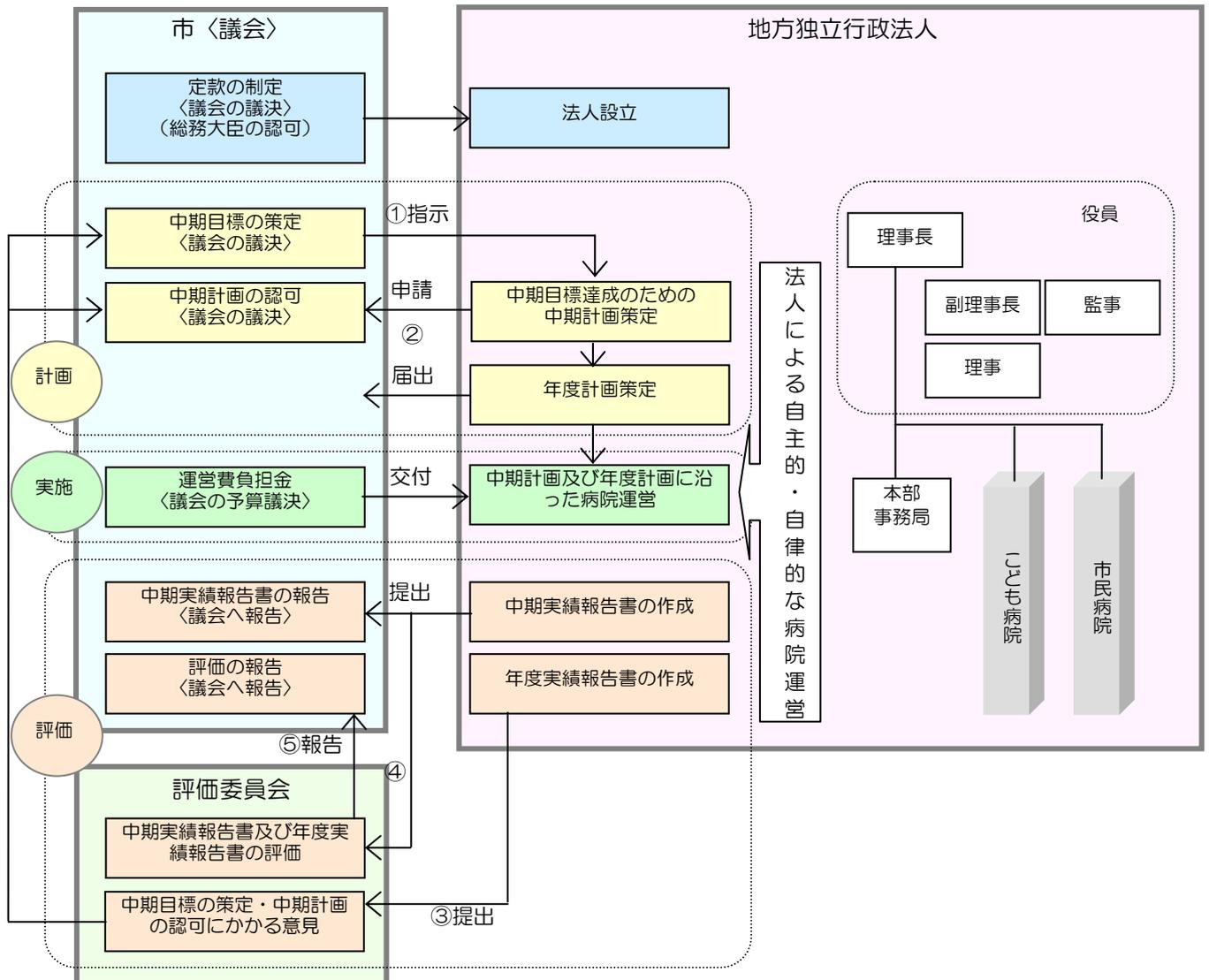


市〈議会〉と地方独立行政法人の関係



- ① 市は、法人が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として策定する。
- ② 法人は、中期目標を達成するための中期計画を作成し、市の認可を受ける。また、各年度の計画を作成し、市に届け出る。
- ③ 法人は、各年度終了後、その業務について評価委員会の評価を受ける。
- ④ 法人は中期目標期間終了時、中期実績報告書を市に届け出、評価委員会の評価を受ける。
- ⑤ 評価委員会は、中期目標期間の実績及び各年度の実績について評価を行い、その結果を法人に通知し、市に報告する。